

第 55 回（令和 2 年度）定時総会の議案に対する質問と回答

（質問①） 【報告第 3 号事業計画関連】

「令和 2 年度事業計画」について、「1 基本方針 (3)の②」の本文後段の「法令順守の観点から……。」に関して、請負である植木剪定業務の実情に対しては具体的にどの様に対処されるお考えですか。また、「会員自身が正しく理解すること」とはどの様に理解すればよいのでしょうか。

（回答①）

現在、国や上部団体からの指摘や指導の対象となっているのは、大きく二つございます。

ひとつは、「偽装請負」の問題です。特に就業先の職員から指揮・命令を受けるような仕事を請負業務として契約し就業することは、労働基準法や職業安定法、労働安全衛生法、労働者派遣法等々に違反することとなります。

当センターにおいても、いわゆる「グレー」に当たる契約が数件指摘され、発注者と協議のうえ、順次、請負契約から派遣契約等に切替えを行っています。

もうひとつは、平成 28 年 9 月に厚生労働省が示した「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」の順守です。

会員の皆さまには請負事業、派遣事業、有料職業紹介事業のいずれの働き方においても、「月 10 日若しくは週 20 時間以内」のルールが適用されます。

請負である剪定業務についても適用されますが、当センターにおいては、需要（受注件数）と供給（剪定業務の会員数）のバランスが取れない状況が続いており、かなり高齢の会員にも剪定業務を行っていただいております。

ここ数年間に脚立からの転落事故が 3 件発生しており、うち 2 件は長期の入院をすることとなりました。

また、就業日数・就業時間とも「月 10 日若しくは週 20 時間以内」を超える会員が相当数居ることから、就業会員を増やすか受注を減らす必要があります。

このような状況を踏まえ、昨年、11 月から本年 3 月にかけて「職種別の就業ルール」を策定するための委員会を設置し、様々な職種の会員を含む委員会に置いて「職種別就業に関するガイドライン」を策定いたしました。

その結果として、職種を問わず高所作業に係る年齢制限や特に就業会員不足になっている植木や除草（機械・人力）業務について、従来の講習を見直して、育成するプログラムを実行することとしています。

この事業は、健康で働く意欲のある高齢者が自らの人生を就業を通じて「いきいき」としたものにしていこうということが主旨ですから、一緒に就業するグループの仲間とともに、会員同士で事故を防止するための方策を講じ、自分自身の健康の維持と安全の確保を図りながらの就業をお願いいたします。

「会員自身が正しく理解すること」とは、このように自己管理、体調管理を徹底し、安全就業を目指すとともに「共働、共助」を基本とした働き方（ルール）を理解することであると考えています。

第 55 回（令和 2 年度）定時総会の議案に対する質問と回答

（質問②） 【報告第 2 号事業報告関連】

人力除草業務について

イ 新規会員の募集は、例えば短期間のお試し就業を導入したらどうでしょう？

ロ 事務局の対応について、電話の受信時にまずは名前を名乗ることが常識です。徹底してください。

ハ 利用者（お客様）との対応マニュアルを作成すべきです。

- ・ 仕事受注時のお客様の依頼項目等を把握する。
- ・ 作業場所等の確認（個人宅庭、畑、工場敷地等）
- ・ 事前に会員の要望を受け付ける。
- ・ ごみ処理の代金の見直し。

ニ 利用者に対するアンケート調査

（回答②）

イ 6 月に開催予定の人力除草世話人会で前向きに検討いたします。

ロ 何度もお指摘をいただいております。再度、徹底を図ります。

ハ 利用者（お客様）との対応マニュアルについては現在作成中です。

6 月の世話人会で提案いたします。

ニ 毎年、アンケート調査を実施しています。6 月の世話人会でフィードバックいたします。

（質問③） 【報告第 2 号事業報告関連】

植木剪定業務について

イ 4 月度より配分金が 66 円アップしましたが、お客様にはアップを伝えているのでしょうか。

ロ 車使用料の負担の増について、リース車両の維持費等（値上げの根拠）について知りたい。

ハ 3～4 時間の仕事であれば、車使用料や神野まで取りに行く手間等が負担になるので、お客様にお断りしたいと思っています。

（回答③）

イ お客様には、受注伺い案内時に文書で消費増税等により、料金を変更している旨お伝えしています。

ロ 元々車の使用料は、安く設定しており、5 年以上見直しを行っていないことから、今回見直しました。詳細につきましては、6 月開催予定の世話人会でお知らせいたします。

本来、会員は就業する時は、現地集合、現地解散の原則によります。ほとんどの会員はその原則に従い就業しています。

第 55 回（令和 2 年度）定時総会の議案に対する質問と回答

このようなことから、センター所有の車を使用する場合は応分のご負担をいただくこととしています。

ハ どうしてもできない場合は、お客様にお断りするのではなく、事務局担当者にご相談ください。

（質問④） 【報告第 2 号事業報告関連】

議案書の P10 の(2)の最後の行に「備品類・消耗品類等の提供は原則有料化などとなっています」と書かれていますが、昨年にはなかったように思います。

PC 応援隊でプロジェクターを使用した場合、有料になるのでしょうか？

また、そうなった理由（いきさつ）もよろしければ教えてください。

（回答④）

当センターでは毎年 1 年間に 10 件以上の事故が発生しております。

※ 過去 5 年間の事故の発生状況

	30 年度	29 年度	28 年度	27 年度	26 年度
傷 害 事 故	5 件	4 件	6 件	10 件	10 件
損害賠償事故	5 件	10 件	6 件	5 件	10 件
交 通 事 故	2 件	2 件	1 件	3 件	4 件
合 計	12 件	16 件	13 件	18 件	24 件

就業中の重篤事故には至っていませんが、相当数の事故が発生しており、繰り返し注意喚起を行っています。一時的に減少するものの根本的な解決には至っていません。

このような状況から、いつ重篤事故が発生してもおかしくない状況にあると分析し、昨年 11 月から、本年 3 月にかけて「職種別就業ルール策定委員会」を開催し、当センターにおける「職種別就業に関するガイドライン」を作成することとしました。

「職種別就業ルール策定委員会」では、会員の皆様の「安全就業」「適正就業」「健康管理」の三つのテーマと「会員の皆様自らが事業に参画し、公平にシルバークラブ事業の恩恵を受けることができるシステム」を検討課題とし、会員の皆様が安全で、適正に就業するための職種別ルールとして策定することとしました。

協議の結果、受益者負担の原則を導入し、備品・消耗品類等の提供は、原則有料化することとなりました。

このことは、令和元年度第 6 回理事会で承認されています。

なお、PC 応援隊でプロジェクターを使用した場合に有料になるかどうかは、例えば当センターが主体となって教室等を開催する場合は、無料となります。